

議員提出第七号議案

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援策の充実、保育人材の確保、医療・介護等の社会保障への対応、地域交通の維持など、果たすべき役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災対策の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、行財政改革等により職員が減少する中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。

今後、社会保障関係費が更に増嵩し、地方創生や人口減少対策などの経費が継続的に必要となることを踏まえ、地方がそれぞれの実情に沿ったきめ細かな行政サービスを提供するためには、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保が求められる。

よって、国会及び政府におかれては、二〇一九年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが肝要であることから、次の措置を講じるよう強く求める。

一 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

二 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

三 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災対策は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業等の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、二〇一五年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

四 地域間の税源偏在性は正のため、偏在性の小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ財政運営に支障が生じることがないように対応すること。

五 地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税四税(所得税・法人税・酒税・消費税)に対する法定率の引き上げを行うこと。

六 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成三十年六月二十七日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿	参議院議長 伊達忠一殿	内閣総理大臣 安倍晋三殿	財務大臣 麻生太郎殿	総務大臣 野田聖子殿	厚生労働大臣 加藤勝信殿
-------------	-------------	--------------	------------	------------	--------------